

定 款 施 行 細 則

一般財団法人 大阪市町村消防財団

一般財団法人 大阪市町村消防財団定款施行細則

(目的)

第1条 この施行細則は、一般財団法人大阪市町村消防財団定款(以下「定款」という。)第41条の規定に基づき定款の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(事業の種類)

第2条 定款第4条第1項第1号に規定する賞じゅつ金補填給付事業、第2号に規定する消防・防火、防災・救急の知識・技術の普及向上のための活動及び支援を行う事業、ならびに第3号に規定するその他この法人の目的を達成する事業とする。

(賞じゅつ金補填給付の種類)

第3条 定款第4条第1項第1号による補填給付額は該当するいずれか一つにつき、別表に定める額を限度として定款別表1に掲げる加入市町村及び消防組合(以下「加入市町村等」という。)が支給する額に対して補填給付する。

ただし、この場合において当該加入市町村等以外の団体が負担することとなる場合は、その負担金に相当する額を控除して補填給付する。

(1) 殉職者特別賞じゅつ金

この賞じゅつ金は消防団員及び消防職員が職務を遂行したために死亡し、その功績が特に抜群である場合に補填給付するものとし、その功労の程度及び額は別表第1のとおりとする。

(2) 殉職者賞じゅつ金

この賞じゅつ金は消防団員及び消防職員が職務を遂行したために死亡し、その功績が顕著である場合に補填給付するものとし、その額は功労の程度に応じて別表第2に定めるとおりとする。

(3) 障害者賞じゅつ金

この賞じゅつ金は消防団員及び消防職員が職務を遂行したために障害者となりその功績が顕著である場合に補填給付するものとし、その額は功労の程度及び別表第4に掲げる傷害等級に応じ別表第3に定めるとおりとする。

(4) 傷害者賞じゅつ金

この傷害者賞じゅつ金(見舞金)は消防団員及び消防職員が職務を遂行したために傷害を受け、その功績が大である場合に補填給付するものとし、その額は非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和31年政令第335号)第5条に該当する

ものについては別表第5に定める額とし、その他のものについては同表に定める額に2分の1を乗じて得た額とする。この場合において災害防除に挺身し、特に功労顕著なものについては、それぞれ同表の額に100分の100を乗じて得た額の限度において加算することができるものとする。

- 2 加入市町村等が消防相互応援協定等に基づき負担する賞じゅつ金については、その定めるところにより加入市町村等が賞じゅつ金に関して負担する額を補填給付する。

(傷害報告)

第4条 加入市町村等の長(以下「市町村長等」という。)は、消防団員及び消防職員の公務による死亡又は傷害が発生して賞じゅつ金給付の対象となると認められるときは、すみやかに傷害の発生日時、場所、理由及び程度について報告しなければならない。

(補填給付の申請)

第5条 加入市町村長等は定款為第4条第1項第1号に定める補填給付を受けようとするときは別記様式第1号、第2号、第3号及び第4号により申請しなければならない。

(資料の提出等)

第6条 補填給付を行なう場合必要があると認めるときは、当該市町村長等及びその他の関係者に対して報告をさせ、または文書を提出させることができる。

(功労の判定)

第7条 前条の補填給付を行なうに当たって、功労の程度の判定は、理事会において選出された審査員5名以内によって行なう。

(賞じゅつ金の通知)

第8条 賞じゅつ金の補填給付額が決定したときは当該市町村長等に通知しなければならない。

(負担金の基準)

第9条 加入市町村等の負担金については年度ごとに次の各号にかかげる基準により算出して得た合計額とする。

- (1) 前年の4月1日現在における加入市町村等の消防団員については条例定員100人までは1人当たり120円、101人から200人までは1人当たり100円、201人以上は1人当たり80円を乗じて得た額、消防職員については条例定員100人までは1人当たり400円、101人から200人までは1人当たり330円、201人以上は1人当たり260円を乗じて得た額。
- (2) 前年の1月1日における市町村内のすべての建物100平方メートルにつき14円を乗じて得た額。(100平方メートル未満は切り捨てる。)

- (3) 地方自治法(昭和 32 年法律第 67 号)第 254 条に規定する市町村の人口 100 人につき 40 円を乗じて得た額。(100 人未満は切り捨てる。)
- (4) 前年の 4 月 1 日現在における消防団所属消防自動車等 1 台当り 3,000 円、消防本部所属消防自動車等 1 台当り 10,000 円を乗じて得た額。
- (5) 加入市町村(消防組合は除く。)の均等割は 50,000 円とする。
- (6) 前第 4 号の「消防自動車等」とは、緊急自動車の指定を受けた消防業務の用に供する全ての車両(但し、2 輪車両を除く)をいう。

(負担金)

第 10 条 会長は、定款第 32 条の規定による負担額が決定したときは納付期日を指定してその金額を加入市町村長等に通知しなければならない。

- 2 加入市町村長等は、前項の負担金を期日までに納付しなければならない。
- 3 賞じゅつ金補填給付事業費の残余は、当該年度終了後 3 カ月以内に開催される理事会及び評議員会で負債に計上すること等決議する。

(事業報告等)

第 11 条 この法人の実施する各事業については、公益法人会計基準に基づき明確に区分したうえで計算書類等を理事会及び評議員会で承認を得、加入市町村等に報告しなければならない。

(事務局)

第 12 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には事務局長及び所要の職員を置き会長が任免する。ただし、事務局長の選任は理事会の承認を得なければならない。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は理事会の決議により別に定める。

(職員の給料、手当等)

第 13 条 職員の給料、諸手当、旅費等については加入市町村等の例に基づき別に定める。

(補則)

第 14 条 定款ならびにこの細則に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は理事会の決議により別に定める。

(改廃)

第 15 条 この細則の改廃は理事会および評議員会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この細則は一般財団法人大阪市町村消防財団設立の登記の日(平成 25 年 1 1 月

1日) から施行する。

2 ただし、(負担金の基準) 第10条はなお従前のままとし、平成27年度から施行する。